

町田市子ども発達支援計画の記載事項（案）

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

- ・2016年に障害者総合支援法及び児童福祉法、発達障害者支援法の一部改訂により「障害児福祉計画」の策定が義務付けられた

2 計画の位置づけ・計画期間

- ・障害児福祉計画として策定
- ・障がいの有無が明確でない児童も含めた支援計画とし、名称を「町田市子ども発達支援計画」
- ・対象年齢は0～18歳未満
- ・2018年度を初年度、2020年度までの3カ年

第2章 町田市の子どもの状況

- 1 人口推移(子どもの人口)
- 2 障害者手帳取得児童の推移
- 3 医療的ケア児・重症心身障がい児の状況
- 4 保育園・幼稚園等への障がい児の通園状況
- 5 小中学校への障がい児の通学状況
- 6 小中学校の特別支援学級利用の状況
- 7 町田の丘学園の在籍状況
- 8 すみれ教室の利用状況
- 9 受給者証の発行状況

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- (1)子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す

2 基本的な視点

- (1)一人一人の子どもの権利実現
- (2)子どもと親がともに成長する
- (3)地域の中で家族を孤立させない
- (4)市民(子どもと大人)と行政の協働を進める

3 基本目標

- (1)子どもが健やかに育ち、一人一人自分の中に光るものを持っている
- (2)子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている
- (3)子どもが地域の中で大切にされている

4 施策の体系

基本理念／視点

- 1 一人一人の子どもの権利実現
- 2 子どもと親がともに成長する
- 3 地域の中で家族を孤立させない
- 4 市民(子どもと大人)と行政の協働を進める

【基本目標】

I

子どもが健やかに育ち、一人一人自分の中に光るものを持っている

- (1)子どもの遊びや体験が大切にされ、主体的に参加し意思表示できる
- (2)大人になっていく力をつける

II

子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている

- (1)親子の健やかな子育て・子育てを切れ目なく支える
- (2)親が働くことを支える
- (3)きめ細やかな支援が必要な家族を支える
- (4)一人ひとりに情報が確実に届く

III

子どもが地域の中で大切にされている

- (1)人と人が関わりつなげる場をつくる
- (2)みんなで安全・安心のまちをつくる

【目指す姿】

【施策の方向】

- 子どもの遊びや学びの支援
- 子どもの遊びや体験の場の確保
- 自立に向けた子どもの力をつける支援
- 早期発見と早期支援
- 子どもの成長を切れ目なく支える
- 親の悩みを支える
- 保育制度の充実
- 放課後の居場所の確保
- 医療的ケア児や重症心身障がい児の社会参加機会の充実
- 必要な支援を提供する体制の整備
- 子育ての情報提供の拡充
- 関係機関の連携の拡充・強化
- 子どもの成長をともに支える交流の機会の充実
- 地域や社会での子育ての推進

第4章 施策の展開 【主な施策】

- ・放課後等デイサービス・児童発達支援【指針】
- ・通級指導学級の教育環境の充実
- ・障がい児スポーツ教室
- ・すみれ教室の療育事業
- ・生活指導補助者派遣事業
- ・保育所等訪問支援事業【指針】
- ・すみれ教室の出張相談事業
- ・幼児期から学齢期につなぐ「就学支援シート」の活用
- ・居宅介護(ホームヘルプ)【指針】
- ・短期入所(ショートステイ)【指針】
- ・すみれ教室で保護者に向けた障がいを理解する研修会実施
- ・保育園等での障がい児受入れ
- ・放課後等デイサービス【指針】
- ・学童保育クラブの受け入れ
- ・副籍制度による地域との交流
- ・すみれ教室での医療的ケア児や重症心身障がい児受入れ
- ・障害児相談支援【指針】
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【指針】
- ・同行介護【指針】
- ・重度訪問介護【指針】
- ・計画相談【指針】
- ・必要な情報にアクセスしやすい「子育てサイト」の運営
- ・医療機関・教育機関その他の関係機関との連携方法【指針】
- ・保育所等訪問支援【指針】
- ・当事者団体等によるピアカウンセリングなどの共に支える活動支援
- ・障がい等に対する啓発事業

5 施策の体系(ライフステージ別・特徴別)

第5章 計画の推進

- ・定期的な調査、分析、評価(成果目標・活動指標の年1回の実績把握)
- ・中間評価として分析、評価と合議制機関等からの意見聴取

参考資料／索引